三　食事施設、購買施設その他これらに類する施設であつて、災害時において住民等の支援に係る物資（次号において「支援物資」という。）の供給の用に供することができるもの

四　事務所、店舗、広場、公園その他これらに類する施設であつて、災害時において住民等若しくは災害応急対策に従事する者の利用又は支援物資の保管の用に供することができるもの

第四十一条第二項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第三十五条の七」を「第三十五条の八」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　法第四十八条の二十九の二第一項の規定により防災拠点自動車駐車場を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る自動車駐車場の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

別表第七条第八号に掲げる施設、第七条第九号に掲げる施設、第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場、第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物、第七条第十二号に掲げる器具及び第七条第十三号に掲げる施設の項を次のように改める。

第七条第八号に掲げる施設					第七条第九号に掲げる施設		第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	
トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの			その他のもの	建築物	建築物	その他のもの
		階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの				
Aに○・○一一を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに○・○二三を乗じて得た額
Aに○・○一四を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額		Aに○・○一を乗じて得た額
Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額		Aに○・○一二を乗じて得た額
Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額		Aに○・○一三を乗じて得た額
Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額		Aに○・○一六を乗じて得た額

第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物		第七条第十二号に掲げる器具	第七条第十三号に掲げる施設		第七条第十四号に掲げる施設
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの
Aに○・○一一を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○一一を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額
Aに○・○一四を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○一四を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額	
Aに○・○一六を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額		Aに○・○一六を乗じて得た額		
Aに○・○一九を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額		Aに○・○一九を乗じて得た額		
Aに○・○二三を乗じて得た額			Aに○・○二三を乗じて得た額		

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改める。

第十五条第一項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者」とあるのは、」に、「上欄」を「第二欄」に、「中欄」を「第三欄」に、「下欄」を「第四欄」に改め、同項の表を次のように改める。

項		一	二
読み替える規定	読み替えられる字句		
第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	第二条第二項第五号、第七号及び第八号	第十八条第一項に規定する道路管理者
次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句			
機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）	第二条第二項第二号	会社
地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	地方道路公社		地方道路公社